

史料報

第 37 号
昭和57年 9 月

地域住民の手で 郷土の史料館が建つまで

——刈谷市野田史料館の場合——

加藤 鉄 衛

(野田史料館
運営委員)

はじめに

旧三河国碧海郡野田村(現愛知県刈谷市野田町)に伝わる近世、近代文書の分類、整理、目録作りから史料館建設に至るまでの経過について書いてほしいとの依頼があったので以下にその概要を述べてみたいと思います。幸いに、この仕事の始めから終りまでそのときに新聞記事になっているので、それを参考にしながら、振り返ってみたいと思います。

まず野田村の沿革について説明しておきます。

野田村は、現在では刈谷市に編入され、市の東に位置している。二本木遺跡(現安城市)からは、碧海台地最古の遺物としての有舌尖頭器が採集されている。野田貝塚はこの地

域では台地の周辺部から最も奥に入込んだ縄文晩期の貝塚である。小高い丘の上に野田八幡宮が鎮座する。その東に高さ二尺ばかりの円形の塚が安政(一八五四〜六〇)の頃まで残っていたことを明治初年の「寺院調査」は伝えている。これは八幡宮の西隣にあったという大徳寺の遺構に関係があると推定され、同寺の棟札には物部氏の祖神を祀る旧跡とある。

近世の野田村は、初め刈谷藩領、元禄一五年(一七〇二)幕府領、宝

永七年(一七二〇)刈谷藩領、寛政四年(一七九二)福島藩領のち重原藩領となる。村の発展とともに東・中・西の三組に分れた。慶長二年(一五九七)の村高は四五七石九斗

目次

地域住民の手で郷土の史料館が建つまで——刈谷市野田史料館の場合——
加藤 鉄衛……(1)
保存管理国際会議ケンブリッジ一九八〇
安澤 秀一……(4)

百姓身入り出入一件——「林家文書」の整理を終えて—— 浅井 潤子……(7)
追悼 故榎本宗次史料館長……(9)
近世史料所在情報の体系化に向けて
受贈図書・彙報…… 山田 哲好……(10)
……………(12)

余新田畑五五石余を加え、元禄一五年村高五一三石余となる。小物成に茶役・草野役があり、この年の家数九一、馬三〇匹、味噌・油菜・たばこ小売商人二であった(村明細帳)。慶応二年には水路の開発計画をめぐり刈谷・重原両藩の村民数千人による神楽山騒動が起る。(この項は、平凡社刊「愛知県の地名」から参照引用した)

一、古文書の整理

野田町には、農業関係の古文書が五、六千点ほど残されていた。それらは、もともと旧野田村役場に保管されていたもので、終戦後に役場の土蔵が取り壊されたとき、ダンボール箱やミカン箱に入れられて、野田公民館に集められたまま、雑然としまわれていた。若いころから郷土史に興味を持っていた私は「このままでは紛失の恐れもある。この際、整理すると同時に自分たちの先祖の研究をしたら」と考え、近所に住んでいる加藤正雄さん(もと碧南市立大

浜小学校の校長)に相談した。昭和五二年の夏ごろであった。そして、十月一日に初会合をもった。野田公民館長の磯部平三氏をはじめ、ほとんどが元小学校長などの教育関係にたずさわっていた六〇歳以上の老人たち二十数人で、同市社会教育センターの村瀬正章氏に指導をお願いした。始めに研究方法を検討したが、まず古文書の整理をしなければということになった。ダンボール箱にして五、六十箱あった史料を一つ一つ取り出しては、年代、内容などの項目ごとに分類し始めた。これは経験した人ならわかると思うが、根気のいる仕事である。しかし、整理をしていくと、江戸時代の検地帳、田畑名寄帳などの土地、年貢の史料や、助郷関係の史料などが出てきて、当時の村人たちの生活がよくわかり、それで研究にも熱が入るといってよかった。ほぼ毎週一回ぐらいに会合を開いて、十二月の初めまでに七回集まり、約半分の整理を終えるこ

とができた。そのころの新聞に、老人たちは「来年三月までには一応全資料を整理して目録のようなものを作りたい」……目録ができれば、老人一人一人の希望で研究課題を持ち古文書の解明に取りかかる予定で、「将来は野田史誌を作り、若い人たちに伝えたい」と目を輝かせている」と報道された。(中部読売新聞、昭和五年二月六日)

二、史料館の建設計画

こうして約六千点の古文書の整理を進めているうち、翌五三年の夏ごろになって「このような貴重な史料を保管する建物を造ろう」という声が出てきた。

整理が進むにつれて、六千点の史料のうち、江戸時代のもものが三割、明治期のもものが七割であること、最も古いものは元和五年(一六一九)の「田畑名寄帳」であることなどがわかってきた。寛文八年(一六六八)から明治四年(一八七二)までの年貢割付状などもあるが、江戸末期から明治初期にかけてのものが多く地租改正史料や日露戦争時の「軍事郵便」なども残っている。どれも、その当時の野田村の人びとの生活を知る貴重な文書類だという思いが、史料館の建設を考えさせたのだと思う。

それは「地区の史料は地区民の手で地区に保存しよう」ということであつた。

そこで、公民館長であつた磯部氏を委員長に、地区民からなる二二人の委員で、野田史料館建設委員会が組織された。建物の構想と建設費用について検討が始まつた。

名称は「野田史料館」とし、前記

の古文書類のほか、野田八幡宮に伝わる刀剣類、鎧や兜など数百点も、いっしょに保管することにした。そのため、部屋は古文書を置く部屋と宝物類をおく部屋、それに事務室の三室が必要となる。これを鉄筋平屋建てにして設計図にしてみると、広さは約一三二平方メートルになつた。展示よりも保存を重視して、窓も少なくするようにした。五四年の春には、完成予想図もでき上つた。建設の場所は、野田町東屋敷にある野田八幡宮の境内の一角を借りることに決定した。

この建設費は、建物に一千六百万円、備品に四百万円で計二千百万円が見込まれたが、これを地区の町民が醸出し合い、市などの公費には一切たよらないことにした。これより前列谷市にも史料館整備の構想があり野田町の古文書をそこへ預託したら

という声に対し、自分たちの町の史料は地元に着いてこそ意味があると考えたことが影響していたかもしれない。とはいえ、多額の費用を集めるのは容易でない。公民館や農協、信用金庫などを借りて古文書の展示会を開き、古文書が貴重な財産であることを町民にPRした。

計画では、地区の二七〇〇世帯を対象に、全戸一回千円以上の寄付を二年二回、三年にわたって計六回続けてもらうことにした。大口の寄付を含めると、一回に約三百万円の募金が集まる計算である。五三年八月と翌年二月の二回で約六百万円が集まり、建設費のメドもついて着工にかかることになつた。地区住民による史料館建設費の募金はマスコミにも取り上げられ、五四年四月一七日の朝日新聞は、

資金出し合い地区史料館

自力で歴史守る
の見出しで、私たちの計画を詳しく紹介してくれた。

三、史料館の完成

工事は順調に進み、五五年三月末には高床式で正倉院風の外観をもつ史料館が完成した。建設費の総額は二千八百万円に達したが、すべてを住民の募金でまかなうことができた。

これについて、昭和五五年四月九日の毎日新聞より引用します。

刈谷市野田町の住民が町に伝わる古文書を末永く保管する史料館を独力で建設した。……新興住宅地の新住民も協力、約二千八百万円にのぼる建設費は住民の募金でまかなつた。住民の力だけで古文書の史料館を建設したのは全国でも珍しいという。

野田町は純農村地帯だったが、昭和四十二年国鉄東海道線東刈谷駅の完成に伴う駅周辺の区画整理で都市化が急テンポに進んだ。当時約四百戸、約二千人だったが、現在では三千百三十戸、八千五百七十三人に。純農家はわずかに残っているが、水田は新興住宅に生まれ変わった。新住民の大半はトヨタ系企業のサラリーマンで、出身地は全国にまたがっている。……全戸一回千円以上の募金を目標に三年間で六回計六千円ずつを集めることにした。新住民と旧住民では募金額に差があるものの、同町住民の大半が募金に協力。あと二回募金すると目標の二千八百万円に達するという。

農村地帯が新興住宅地に変つた場合、旧住民と新住民との間でなにかとあつれきが起きやすいが、新住民の大半がトヨタ系企業で働き、みん

なの気持ちが多まりやすかった。
同委員会副委員長の横山宗一さんは
新潟県出身の新住民。野田のことは
どうでもいいということではいけな
い。私の子供や孫にとっては、ここ
がふるさとになる」と語っている。

四、史料館規約の制定

昭和五十六年三月二十一日に野田
史料館は竣工式をあげ、引続き四月
から開館しておりますが、次に野田
史料館規約の全文を掲げます。

野田史料館規約

第一条 この規約は、野田地区に伝
わる古文書と野田八幡宮に伝わる
宝物類およびその他の郷土資料の
保存と活用をはかり文化の発展に
寄与するため、野田史料館（以下
「史料館」という）の設置および
管理運営に関し必要な事項を定め
るものとする。

第二条 史料館の名称および位置は

つぎのとおりとする。

一 名称 野田史料館

二 位置 刈谷市野田町東屋敷62
(野田八幡宮境内)

第三条 史料館の帰属は野田地区

(野田町、松栄町、東刈谷町、末
広町、板倉町)とし、管理および
運営は史料館役員が行なうものと
する。

第四条 史料館の開館は、毎月第一

日曜日および十五日とし、午前九

時から正午までとする。ただし、

上記以外の日で館長が必要と認め

た場合には開館できるものとする。

第五条 入館者および公衆は、つぎ

の事項を守らなければならない。

また施設等に損害を与えたときは

その損害を賠償しなければならない

ものとする。

一 秩序ある行動をとること。

二 指定の場所以外のところで飲

食し、喫煙し、または火気を

使用しないこと。

三 危険物の携帯または動物類の

連行をしないこと。

四 許可なく建物の内外で物品の

展示または販売をしないこと。

五 許可なく建物内外の壁、柱等

に張紙をし、または釘類を打

たないこと。

六 その他管理上必要な指示に反

する行為をしないこと。

七 故意または重大な過失により

施設等を破損し、若くは滅失

したときはそれによって生じ

た損害を賠償しなければならない

ものとする。

第六条 史料館につきの役員を置く

ものとする。

一 顧問 若干名

二 館長 一名

三 副館長 二名

四 運営委員 若干名

第七条 役員はつぎの職務を行なう

ものとする。

一 館長は史料館を代表し、すべ

ての業務を総括する。

二 副館長は館長を補佐し、業務

を遂行する。

三 運営委員は日常業務を遂行す

るとともに役員会に出席して業務

事項の審議にあたる。

四 顧問は役員会に出席して業務

事項の審議にあたる。

第八条 役員は選出および任期はつ

ぎのとおりとする。

一 館長は野田公民館長がこれに

あたり、任期は同職の在職期間と

する。

二 副館長は野田地区長と野田八

幡宮氏子総代会会長がこれにあたり

任期は同職の在職期間とする。

三 運営委員は館長が推せんし、

役員会の承認を求め、任期は二

年とする。ただし、地区、公民館、

野田八幡宮氏子総代会兼務の役員

は同職の在職期間とする。

四 顧問は館長が推せんし、役員

会の承認を求め、任期は二年と

する。

五 役員は再選することができる。

第九条 史料館の管理運営に関し、

役員会および運営委員会を館長が

招集しつぎの事項を審議する。

一 史料館の運営に関すること。

二 規約の改廃に関すること。

三 郷土資料の受入に関すること。

第一〇条 史料館の経費は野田地区

会計の野田史料館運営費による。

なお野田公民館、野田八幡宮の助

成を受けるものとする。

付則

この規約は昭和五十六年四月一日

から実施する。

おわりに

以上史料館建設の経過について述

べましたが、今後の問題について二、

三述べて見たいと思います。

一、「野田村古文書目録」は昭和

五十七年度中に出版いたします。

二、「郷土の歴史を学ぶ会」(仮称)

を結成し、古文書の解説について

研究会を開き、将来は「野田村

誌」編纂にあたる。

三、史料館運営に万全を期するた

め、先進地(例えば岐阜県歴史資

料館)の參觀或は歴史資料保存利

用機関連絡協議会総会に出席し、

研鑽を積みたいたいと考えます。

保存管理国際会議ケンブリッジ一九八〇

安澤 秀一

一九八〇年九月にケンブリッジで「図書館・文書館資料と手書き美術の保存管理に関する国際会議」が開かれ、それに出席したことは本館報34号で既にのべた。この国際会議開催の目的はつぎのようである。

「図書・古文書・手書き美術の保存管理は、それぞれの素材の性質や作成のされ方の違いから、それぞれに異なる方法を展開させてきているとはいえず、用紙損耗の形態と関連して共通の問題を分ちあうような広汎な領域をかかえている。実際に破壊されないとしても、来る日も来る日も多くの古文書がますます危機にさらされている。その危機とは不注意な取扱いや保管、時間と汚染による化学的損耗、修復の際の間違ったあるいは不十分な処理をいう。いまや以前にいや増して、これらの重要な資料全てについて賢明な保存処理をはかる必要に迫られている。われわれが直面している規模と複雑さというものは、関係者が知識を集め、相互に学びあうことの重要性をますます高からしめている。何故ならば個々の史料保存機関あるいは個々の保存修復専門家も孤立しては、問題を解決できないからである。

上記の知識や情報をお互いに交換しあう国際交流の場を提供するために、用紙保存管理研究所とアーキヴィスト協会とはケンブリッジで国際会議を開催する企画を立てた。一九七二年に挿絵のある手書き本を含めて、歴史的芸術的文化遺産保存管理研究のためのリスボン国際会議」を開催したけれども、今回は古文書とそれに関連する素材の保存管理のための最初の国際会議となるであろう(ケンブリッジ国際会議開催実行委員会廻章)。

共催の当事者たちは参加者を三五〇名と見積っていたが、実際には四六四人と、一〇〇人以上も予定をはるかにこえた会合となった。右に引用した会議の目的がいかにかに時宜に叶っていたかを物語る数字である。

五日間の会議においては、一二の主題を設定し、それぞれに二つない

し六つの報告を持ち、全てで四六本の報告があらかじめ印刷・配付され、討議を充実したものにす工夫がこらされていた。報告集は二一〇頁もあり、豊富なグラフや挿絵・写真、とくに電子検微鏡のそれは鮮明に研究水準の高さを示すものである。

とりあえずその報告論題だけでも紹介することとし、関心のある方から御連絡いただくことがあるならば幸いですと考えている。

[1] 用紙保存管理の科学的展開

- 1 用紙保存管理における酵素利用の化学的特性、D・グラタン他(カナダ保存管理研究所)
- 2 無水媒体酵素利用の化学的特性、D・クーパー他(オックスフォード大学図書館)
- 3 水溶アンモニア応用による用紙耐久性の増大、紙繊維構造への影響、A・クーラ他(西独電子検微鏡化学分析研究所)
- 4 アンモニア応用とインク耐久性への影響、W・ファイント(西独ニダーザクセン文書館)
- 5 アンモニアと経年用紙の耐久性実験、H・バンザ他(バイエルン州立図書館修復研究所々長)
- 6 イギリスアーキヴィスト協会

[2] 文書保存管理者の養成

- 7 スペインの保存管理者養成、J・マックラリイ(スペイン国立書籍・古文書修復センター)
- 8 アメリカ・デラウェア大学美術保存修復者教育課程、P・スパークス他(元学部長)
- 9 イギリスキャンパーウェル美術工芸学校保存管理課程、R・エイカーズ(同課程主任)
- 10 インドの保存管理者養成、Y・カタパリヤ(インド文化財保存管理研究所名誉研究員)
- 11 王立デンマークアカデミー付属保存管理者養成学校、H・ペデルセン(同校々長)
- 12 羊皮紙・子牛皮の修復と柔軟化
- 13 ダブリントリニティカレッジでの子牛皮修復、A・ケアンズ(同校図書館保存部技術主任)
- 14 羊皮紙補修とポリエチレングリコール利用、V・ヴィナス(スペイン国立書籍・古文書修復研究所技術部門部長)
- 15 子牛皮成分に対する各種溶剤の効果、P・エレメント(イギリス国立皮革研究所主任研究員)
- 16 皮革の保存

[3]

- 17 羊皮紙補修とポリエチレングリコール利用、V・ヴィナス(スペイン国立書籍・古文書修復研究所技術部門部長)
- 18 子牛皮成分に対する各種溶剤の効果、P・エレメント(イギリス国立皮革研究所主任研究員)
- 19 皮革の保存

[4]

- 20 皮革の保存

- 15 装丁用皮革劣化に関する電子
 検微鏡による組成研究—皮革の
 組成、B・ヘインズ(イギリス
 皮革製造研究協会主任研究員)
- 16 装丁用皮革の製造、P・エレ
 メント他(前出)
- 17 汚染の防止策、B・ヘインズ
- [5]
 近代記録の取扱い
- 18 用紙保存におけるポリエステ
 ル他各種保護膜使用の功罪、
 P・ウォーターズ(アメリカ議
 会図書館保存部長)
- 19 近代記録取扱いにおけるマイ
 クロ写真の役割、S・ティーギ
 ュ(ロンドン市立大学図書館員)
- 20 大学図書館における保存管理
 政策の展開、C・ジェンセン(ア
 メリカプライアンヤング大学図
 書館保存管理専門職)
- 21 近代記録保管のための環境制
 御、J・ブリッグス(イギリス
 環境工学コンサルタント)
- 22 銀剤写真保存の諸問題、A・
 スワン(アメリカ写真保存家)
- 23 インド国立文書館における近
 代記録の取扱い、Y・カタパリヤ
 子牛皮の装丁・取扱い・展示
- [6]
 24 羊皮紙・断片の修復と展示、
 C・クラークソン(オックスフォ
 ード大学図書館保存管理部長)
- 25 書籍の皮革装丁と保管、D・
 ペテルセン(西独オースト大
 公図書館保存管理・修理職)
- [7]
 26 用紙のアルカリ処理
 分析、V・ダニエルズ(大英博
 物館保存管理部主任研究員)
- 27 無水除酸法—大量処理の方法、
 G・ケリイ(アメリカ議会図書
 館保存部化学研究実験室)
- 28 カナダ文書館における除酸の
 大量処理法、R・スミス(アメリ
 カ文書保存管理コンサルタント)
- [8]
 29 紙素材美術作品の台紙と保管
 ハーディング(大英博物館保存
 管理部主任保存管理官)
- 30 カナダ国立美術館の実務、P・
 デージャ(同館絵画保存管理官)
- 31 パリ・クストー財団オランダ
 研究所の方法、C・ジェイムズ
 (同財団保存管理職)
- [9]
 32 資料保存管理の優先度
 図書館保存管理官の考え方、
 A・ケアンズ(前出)
- 33 保存管理行政官の考え方、N・
 パーカー(大英図書館参考部門
 保存管理部長)
- 34 書誌学者の考え方、D・フォ
 クソン(大英書誌学会々々)
- 35 ドイツの図書館保存管理者の
 考え方、D・ペテルセン(前出)
- 36 書店主の考え方、J・マクス
 (イギリス・書店経営者)
- 37 書籍保管者の考え方、C・ク
 ラークソン(前出)
- [10]
 インドおよびイスラムの手書き
 挿絵の保存管理
- 38 インドおよびムガールの細密
 画保存管理、P・ステイヴン
 ズ(自営保存管理・修復業)
- 39 イスラム手書き挿絵本の乾式
 修復法、F・マーシュ他(英国
 インド省文書館主任保存管理官)
- [11]
 40 紙素材美術作品の洗浄
 方法への代替法、ケイコ・ミズ
 シマ・キイス(アメリカ自営修
 復コンサルタント)
- 41 標白後の色彩にじみ防止た
 めの水質分析、H・バージエス
 (カナダ保存科学研究所員)
- 42 水漬け印刷物(二五九七年刊)
 の保存と修復(三〇分カラー映
 画)、W・オールト他(アムステ
 ルダム博物館主任修理官)
- 43 ピカソカラージュ作品の保存
 管理取扱い、A・キング(アメ
 リカニューヨーク近代美術館)
 欠損部補償自動修復機械
- [12]
 44 欠損部補償自動修復機械の歴
 史と発展、E・アルカレイ(プ
 ルガリヤの発明者、のちイスラ
 エル移住、現在ロンドン居住)
- 45 スペインにおける自動機械(十
 五分カラー映画)、V・ヴィナス
 (前出)
- 46 自動機械におけるパルプ供給
 の質量計算分析、方法論、G・
 ピータブリッジ(イギリス用紙
 保存管理研究所理事)
- どの報告もたいへん興味深く聞く
 ことができた。参加者もまたきわめ
 て熱心で、五日間という日程を貪欲
 に知識吸収にささげ、情報交換に精
 力的に努めているさまをみると、会
 議開催の目的が本当に共通なもの
 として人々にうけ入れられていること
 を知ったのである。報告論題を掲示
 しただけでは心残りなので、若干の
 コメントをのべ、詳細な内容紹介は
 別の機会に譲りたい。
- 史料筆写の素材である羊皮紙や紙
 の劣化・酸性化による損耗を回復し、
 長く保存できるようにする手段とし
 て、酵素やアルカリが使用されるこ
 とについて、多くの化学者たちが様
 々な実験値を提出し、あるいは様々
 な素材の電子検微鏡写真の提示と分
 析は、素材の物性確定にもとづいて

保存や修復のための素材の適切な選択と使用法の必要性を示唆しており、史料保存が学際的な研究分野となっていることを如実に示しているのである。それは修復に当って、無分別な補修材料や手法が用いられることで史料に損傷を与えがちだということに對する警告でもある。日本でのことを思い返すと、たとえばラベルを濃いアラビア糊で貼付するようなこととか、史料をクリップやホットキスでとめたりするとか、あるいは史料を一般図書なみに扱えると考えている人の存在だとか、が頭の中に浮んできたものである。

保存管理者養成については、学校制度による養成と、現場実習訓練による養成の二つの途があり、何れを可とするかは難しいが、学校制度はややもするとカリキュラム構成の精緻さに溺れ、形式の整備に流れている感が否めない。われわれ日本人は、木簡の存在もあるけれど、古代からおおむね紙を筆記用素材に利用してきた。木材を化学処理してパルプ化して作られる洋紙と違って、木皮繊維を化学的に分解することなく生きたままですきあげた和紙の生命力はまことに素晴らしいものがある。しかし近世中期以降になると、大量需

要のせいもあってかなり質が低下することもまた事実である。また化学的混合物であるインクと違って、墨の耐久性は永久といってよい。だがこうした特性によりかかりすぎて、用紙の保存管理についての科学的探究を安易に放置してきたように思うのは、私の無知の所為であろう。

此の会議で近代史料（一七世紀以降）の累積的大量存在に對する保存処理の大量化が課題となった時、アーキヴィストや史料保存管理者（コンサヴェイター）の重荷を軽くするのは経費と労力の大量投入であるという理想と、現実の財政の貧しさや雇傭機会の与えられることの少なさ、あるいはアーキヴィストやコンサヴェイターを大量に生産することの難かしさ、つまり質の低下を許さない業務への矜持といったことが、いろいろの機会に語られたのである。ともあれ、史料の保存利用ということはそれを収納する建物自体の設計にも、また日常的に使用する器具・用品にも、たとえば格納用品さえもが防酸化処理をされたものを必要とする、といった心配りがなければ、時間の経過の中で、史料それ自体が止むを得ず大気中の有害成分や塵埃などによる汚染被害を蒙らざるを得

ないのである。そしてこうした事柄は、史料に對して間違つた取扱いをするかも知れない一般の人々や、職業として史料を利用しようとする人にも是非知って貰わねばならない重要なことなのである。

会議は九時から五時半までと設定されているが、一時間半の昼食時間や、午前・午後それぞれ三〇分近くのコーヒータイムがあって、ゆっくり休息をとれるのも前記のように報告論文が既に配付されていて、補足と討論に集中できるからである。九月のケンブリッジは暑からず寒からず、さわやかな青空の下でコーヒーとビスケットを楽しみながら、様々な人と話をかわすことができた。

ケンブリッジでの五日間の宿泊にはセントキャザリンカレッジとニューナムカレッジとが用意され、私は幸いニューナムカレッジを割当てられた。幸いというのは、会議会場であるレイディミッチェルホールという芸術学部の円型講義棟が、道を隔てた所にあるからだ。四六〇人の参加者が十分に坐れる大きな独立棟である。ニューナムカレッジは薦におおわれ赤煉瓦造りの旧棟とコンクリート造りの新棟からなっており、私は新棟の四階の部屋を割当てられた。

受付けを終えて部屋へ行こうとする時、腰まで届く黒髪の、日本人らしい小柄な女性に出会う。声をかけてみると、此の人がミセスケイコ・ミズシマ・キイスであり、最終日に報告を聞くことができた。日本からの参加者がいることで彼女を驚かせたが、彼女自身は版画修復の国際的權威であつて、会議の間中、人々の群がる中心にいた。何度か食事を共にしたが、此のあとダブリンで奈良絵本の整理をしている夫君と合流するということであつた。彼女の報告はこれまで保存に對する敵だと思なされてきた日光さえ、利用の仕方によつては紙の汚れを除去する味方になる、というユニークなものであつた。つまり知識をどう活用するかという所に前進があつたのである。酸素利用が鍵であつた。

ニューナムカレッジでの朝昼晩の食事はもとより、夕食後の校内バーでビールをすすりながらの懇談も忘れ難いし、初日の夜の同窓会館での歓迎パーティや、三日目のトリニティカレッジでの晩餐会も、華麗な思い出である。ケンブリッジでの五日間は、中世以来の伝統の中での新しい学問分野の息吹に接した日々なのであつた。（昭和57・7・25稿了）

百姓身上り出入一件

「林家文書」の整理を終えて

浅井潤子

当館の所蔵史料文書の中には、比較的美濃地方の史料が多蔵されているが、その刊行目録はわずかに第二十五集「千秋家文書」にすぎなかった。そのあとを追って今回第三十五集として「美濃国山県郡東深瀬村林家文書」の目録を刊行した。この林家文書は昭和三十四年岐阜市の故紙回収業者より当館の所蔵に帰したものである。

文書の所在した東深瀬村は岐阜市の北に位置し、十数年前に私がこの地を調査で訪れたときには、すぐ近くの赤松山で松茸をとり、その場で賞味させていただいた楽しい思い出のある山に囲まれた水の豊富な豊かな田園風景の地であったが、現在は高富町に合併され、岐阜市のベッドタウンとして急速に都市化してしまつた。

東深瀬には現在旧村役人の家として林家が二軒残っている。両家とも長屋門があつて不用心松の植えられ

ている如何にも村役人の家らしいたずまいをしている。一軒は当目録の弥左衛門家、今一軒は儀兵衛家である。儀兵衛家には相当量の江戸時代の文書が襲蔵されているので、とくに当館所蔵文書を利用される方は、是非儀兵衛家を調査されたい。両者一体となつて一村の全貌が判明できる。(林儀兵衛家の現在の当主林義興氏)

東深瀬村は、村高千四百四拾石九斗五升、家数百九拾四軒、人数男四百拾六人、女三百八拾七人という比較的大きな村である。この林家文書の中で一通の訴状を見出した。それは寛文八年(一六六八)九月十六日笠松代官宛に提出された写で、頭分制の性格の一端を表現している証文である。

近世の西濃には古くから宮座を中心とした頭百姓制がみられ、村定によつて農民は頭百姓と脇百姓に身分づけられていた。頭百姓は苗字を名

乗ることができ、村内の日常生活においても同族団の社会的地位の区別によつて特権階級の意識が強かった。

「美濃国民俗史稿」(明治八年)にも「村長旧家の者門閥を重んじ、細民を束縛し、甚しきに至つては細民に衣服の制度を限り、上下・羽織・袴及び下駄・雪駄等を用うるを許さず、又細民の者富めると雖も新築するに至つては瓦・庇は釣天井・三尺床に框戸或は土扉等営むを許さず大いに威権を振り、門地を唱うる者(此に記す門閥は、従来村内にて名主・庄屋或は頭分と唱へ世襲せしの徒にて)貧窮にして無智文盲と雖も、村民を蔑視するの弊あり……」の頭百姓制特有の村内秩序をあらわしている。

訴状は東深瀬村在住の彦作・利兵衛・吉兵衛三人の連署によつて宛名は御代官様(笠松代官)御小姓衆御披露となつているが、長文のため一部を記すことにする。(史料番号二五二二三)

乍恐書付を以申上候
今日上り目安うつし

一東深瀬村御白山社御社村中奉加仕
建立致候付、奉加之者共峯(棟)札
ニ書付申時、庄屋衆被申候ハ、先
年之峯札ニハ名字かき不申候へ共、

今度ハ名字書可被申候誰々ハ名字御座候、其外ハ皆名字無御座候間、其通ニかき申候へと庄や衆被渡申候時、我等罷出何とて左様成儀被申候、我名字何れも御存知にて御座候に、左様成儀被申候候ハ、如何様ふしんニ存候、我等祖父傳右衛門助我等親之彦市郎・傳七郎式人御座候、傳右衛門兄助左衛門と申者之子孫ニ名字かき申候ハ、我等ニも書可被申と様々申候得共何かと申掠迷惑仕候御事

一我等親之彦市ハ太良丸村・傳右衛門養子被仕候由にて太郎丸村之子孫数多御座候、去年迄ハ助左衛門子権三郎と互ニ正月節行帰仕候へ共、只今ハ権三郎去年相果申候而若世ニ罷成候上、庄や衆加様之義申被懸候て迷惑仕候、乍去権三郎姉三人御座候、老人ハしくら村ニ罷有候、老人ハ太郎丸村ニ罷有候、老人ハ居家ニ罷有候、此びくに衆迄も傳右衛門子孫紛無御座候由被申候、其上我等兄利兵衛と申者ハ山田長右衛門様御代官被成候時方岡田將監様御代之時迄ハ地下之年寄おも仕申候、地下ニても脇百姓ハ加様之別も不仕候へ共、我等筋目御座候上、如何之儀も御座候へ共、庄や意趣御座候故何かと

おし申被懸めいわく仕候事

一傳七良と申者我等伯父ニ而御座候
此傳七良子ニ七十郎と申者御座候
へ共、一度我等と屋敷之境論仕候
上此意趣ニて庄やと一味仕、我等
を何かと申掠迷惑仕候御事

一我等大分作仕候者ニ而御座候故、
火事・盗人にとられ申候へハ、御
年貢米いかゝと存式間・三間之ぬ
り家を作り申候へハ、御奉行様達
只今御通被成候間作申ぬり家をか
こい仕隠シ候へと庄や衆被申候へ
共、俄之儀御座候へハ手廻シ難成
存、か(こ脱)い申儀成間敷と申
候へハ、何かと腹立被申迷惑ニ存
殿様達此作り申ぬり家御尋被成候
ハ、何様ニも御断可申上と申候へ
ハ、弥々腹立ニて迷惑仕候、其意趣
ニて加様之段被申懸迷惑仕候御事

一東深瀬村ニ從先年儲成名字御座候
衆ハ老人も無御座候と存候、其子
畑は先年之筆札両度迄御座候得共
名字御座候衆老人も無御座候、只
今新義ニ名字書付被申候故、何れ
も名字書付被申候ハ、末代之儀
ニ御座候間、我等之名字も書付申
候様ニ被仰付可被下候、無左候ハ
、先年之筆札之通ニかき申候様ニ
被仰付可被下候御事 (後 略)

以上は寛文八年白山社の修覆に当

り、棟札に中村の苗字を記載できな
かつた彦作が、故事来歴を記した訴
状を提出した写である。西濃の頭分
制は苗字にちなんで○党・○衆と称
する血縁的同族集団をもっていた。

東深瀬村頭百姓は五苗あって、林・
鹿島・中村・村瀬・神谷を称してい
たが、この訴状は白山神社拜殿修覆
費用を寄進した名前を記した棟札写
にこの五苗四六名の百姓に苗字が冠
されているが、前年名開した彦作が
中村の苗字を棟札に記すか否かの争
論となつていたために提出されたも
のである。訴状にも述べている通り
彦作は中村傳右衛門へ養子に入つた
のであるから当然であると主張して
いるが、村方側からは同年翌十月に
笠松代官野田三郎左衛門尉宛に中村
一統よりつぎのような返答書(抄出)
が提出されている。(林義興家文書)

一 当村権現様之御社大破ニ及申ニ付
為村中と御建仕、則奉加之員数宗
(棟)札ニのせ、先年より筋目た、
しきものハ名字共ニ書付申候、其
時彦作罷出、我等名字おもかきの
せ給候様ニと申候間、皆々立合改
め申候へハ、彦作先祖之者ニ名字
名乗申もの無御座候上、名字書不

申候御事

一彦作祖父彦市と申もの、せかれ式
人御座候所ニ、右之彦市身軀成不
申候ニ付、二はんめ之とほと申世
悴を、同村傳右衛門と申もの之所
へ奉公ニ出シ置申候所ニ、右之と
は兄相果、彦市跡目たる申ニ付、
傳右衛門ニさまゝ断申請出シ、
あとめを次せ申義紛無御座候ニ、
只今傳右衛門方へ養子なと、偽り
申かけ、かきおしニ中村名乗可申
とのたくミ事を申上ケ、何共迷惑
仕候御事

一彦作親彦市、太郎丸村より当村傳
右衛門方へ養子ニ參申由、書上ケ
申候、彦作と申もの、先祖より彦
作迄四代、東深瀬村之任人にて御
座候事、村人ハ不及申上ルニ、隣
郷之衆迄も儲ニ存知候義さゝ、か
様ニ偽り申上候、其外諸事之いつ
わりとも、乍恐御推量被成可被下
候御事

と父彦市は傳右衛門に養子に入つた
のではなく奉公に出しただけである
と返答している。
一 村内でも三六石余という有数の高
持であるこの彦作でも、同族集団よ
り除外視されて、白山神社の神事に
は参加できず、まして棟札に苗字を

冠することが容易でなかつたことが
わかる。脇百姓が新しい苗字を許さ
れ頭百姓になる所謂百姓身上りをす
ることをこの地方では名開といつて
いるが、頭百姓が脇百姓の苗字を名
乗ることを許可していた。この名開
に際しては「名開扇子料」を納入し
て始めて新しい姓が許され、さらに
紋所や閉込普請、天井・物置・蔵取
繕など細部にわたつて許可した頭百
姓の差図に従うことを誓約しなけれ
ばならない。名開のために提出する
証文には

一 閉込普請之儀は両袖壁附板持之
替り貫打杉皮ニ可仕事
一 物置蔵取繕之儀は、板持相用杉
皮葺ニ仕、色壁等は不仕事
一 天井は中ニ三寸角木沓本入、踏
天井形テ取繕可申事
一 観音開戸・白土外色土・黒腰板
等相用に不申事

などや、裃着用は頭分中江附合裃仕
間鋪事などの諸条件が列記されてい
るが、反対にこれらの諸条件は、脇
百姓にとつては当然禁止されていた
わけであり、脇百姓に対する身分的・
社会的制限規定の厳しさの一端が窺
える史料でもある。

一 閉込普請之儀は両袖壁附板持之
替り貫打杉皮ニ可仕事
一 物置蔵取繕之儀は、板持相用杉
皮葺ニ仕、色壁等は不仕事
一 天井は中ニ三寸角木沓本入、踏
天井形テ取繕可申事
一 観音開戸・白土外色土・黒腰板
等相用に不申事

などや、裃着用は頭分中江附合裃仕
間鋪事などの諸条件が列記されてい
るが、反対にこれらの諸条件は、脇
百姓にとつては当然禁止されていた
わけであり、脇百姓に対する身分的・
社会的制限規定の厳しさの一端が窺
える史料でもある。

追悼

史料館長榎本宗次教授は、本年三月十一日、急逝致しました。謹んで哀悼の意を表し、葬儀における弔辞を掲載いたします。



昭和四十二年六月文部省史料館に勤務されるところとなり、昭和四十七年五月国文学研究資料館の創設後も引き続き第二史料室長として、近世史料の整理・研究に精励されました。昭和五十二年四月には史料館長に就任され、以来、国文学研究資料館の運営にご尽力いただいております。また、突然の悲報に接し、只、茫然聲をのむばかりであります。御遺影を仰ぎ、御生前の温厚篤実なお人柄を思うとき、追慕の情を禁じえないものがあります。ここに衷心より謹んで御冥福を祈り弔辞といたします。

昭和五十七年三月十三日

国文学研究資料館長

市古貞次

弔辞

謹んで故国文学研究資料館史料館長榎本宗次教授の御霊前に申し上げます。

あなたは、山形県鶴岡市に生まれ、山形高等学校を経て昭和二十二年三月東京帝国大学文学部国史学科を卒業され、奈良女子高等師範学校附属高等女学校、山形県立鶴岡第一高等学校に勤務のち昭和二十五年三月より十数年にわたり山形大学文理学部において日本史を担当されました。

弔辞

敬愛して已まない榎本宗次館長

然の入院・手術の報に接し、館員一同、驚愕してなす所を知らず、右往左往するうちに御急逝の訃報が続きました。今はただ呆然、生前の温顔を思い起すのみであります。悲しみうたれ、表わす術を知らない者たちの心の痛みをおくみとり下さい。

学者としての先生は御著書『近世

領国貨幣研究序説』において、日本とイギリスの史料を駆使されて、近世初期貨幣史に消えることのない大きな足跡を刻まれました。また数多くの論文は切支丹史の研究や、大名家臣団の研究と実に巾広く、それらは博搜の史料に基づいて新発見の事実を確証し、柔軟な思考方法によって精緻に組み立てられており、貨幣史研究に劣らず学界において高く評価されるものであります。

こうした学問的業績は全国的視野を持つと同時に地方史研究ともまた固く結びついており、山形県史や市史等への寄稿も多くあったのでした。それはまた歴史研究という場だけに限定されることのない榎本先生の知的活動の広さと結びついて、郷土の後進を育成された山形大学時代の、また東京での史料館時代の何れの場合においても一本強くつらぬかれた郷土への愛情であったように思えます。

史料館において館長として館将来の発展のために意を尽され、着々とその成果があがっておりますことは、館員一同のよく知る所であり、同時に仕事に疲れた館員をリラックスさせて明日のための光明を与えてくれる温い心配りがつねでし

た。つい十日許り前のことであります。仕事に倦んだ私をさそって日頃アルコールのいけない私でさえもがつい気楽に盃を重ねる雰囲気をもたらし、何かのキッカケで、ボードレル原詩の歌曲、デュパルクの『旅への誘い』にふれると、先生は、たちまちフランス語で原詩を暗誦されたのであります。そのリフレインにこうあります。「そこではすべてがただ秩序と美、豪華であり、静けさであり、逸楽なのだ」。

学問への果敢な挑戦者であるとともに、美の世界の囚われびとでもあった榎本先生、安らかにお休みください。

残された私共は悲しみをおさえ、史料の整理・保存とその知識の普及につとめ、またこの事業を支えるための学問的研鑽に励みたいと願っております。どうか私共を見守ってください。

昭和五十七年三月十三日

史料館第二史料室長

安澤 秀 一

近世史料所在情報の体系化に向けて

山田 哲 好

(一)

近世史の研究にとって、まず史料の所在を確認し、目録等によって個々の史料を検出する作業が不可欠である。しかしながら、とりわけ近世史料に限ってはその量が膨大であることから、全国に及ぶ所在情報を体系化する作業が未だ進められていないのが現状である。

去年、当館では文部省史料館として創設以来、三〇年を迎えるに至った。この間、地方史誌関係図書と近世史料目録類（郷土資料・行政資料等の目録も含）の充実に努めてきたが、特に目録類について、昭和四十五年から全国的な規模でその収集に努めてきた結果、関係諸機関・各位のご協力により現在かなりの量を蓄積するに至った（この収集経過については、本誌第二四号拙稿「近世史料目録の調査・収集と今後の課題」を参照されたい）。

そこで、これまでに収集した史料目録類に収録されている所蔵者一件ごとのデータカードを作成し、全国

に及ぶ近世史料の所在に関する情報を体系的に整理し、その全体の閲覧を検出可能にして研究者の利便に応じるための基礎的作業について報告してみたい。

(二)

昭和五十五年「史料館所蔵目録一覽〔近世史料・郷土資料の部〕」を刊行した。これは当館が昭和五十四年一〇月末現在所蔵する目録類のうち、近世史料、郷土資料、行政資料に関する約一、〇五〇タイトルの目録を収録したものである。因みにその内訳は、近世史料目録約七〇〇タイトル（約一、五〇〇冊）、郷土資料目録約三〇〇タイトル（約四五〇冊）、行政資料目録約五〇タイトル（約一五〇冊）の計約一、〇五〇タイトル（約二、一〇〇冊）である。史料目録が調査や研究にとって不可欠であり、それらを一覽できる「目録の目録」を提供しようとしたものである。この種の目録に関する情報が少ない現在、できるだけ多くの書名を収録す

ることも考えられたが、何よりも情報の正確性を第一義とし、編集にあたっては当館が所蔵するものに限定し、書誌事項の正確を期した。また、シリーズの場合も一冊ごとの頁数を示し、頁付のないものは枚数を記して史料の概量をはかれるよう考慮するなど、索引の編成を含めて利用の便宜のためできる限り努力した。しかしながら目録の発行地を基準に都道府県別に配列したために、発行者と史料の現蔵地や旧蔵地が異なる場合は検索が困難となった。これは書名の関連地域への副出によって解消することができ、徹底させるには一冊に数地方の史料を収録してある探訪目録等の内容を調査しなければならず、すべて省略したので利用への配慮を欠く結果となってしまった。また、史料目録は、発行者が多様であるだけでなく発行形態も多様である。地方史誌編纂の場合は、史

料（資）料編の中に収録されていたり、「調査報告書」等のシリーズ中に独立の一冊として、あるいは他の報告とともに収録されていることもある。さらに地方自治体（例えば教育委員会）が発行する「文化財調査報告書」シリーズの中の数冊、あるいは一部に収録されていたり、一般の逐次刊

行物の中に収録されている場合もある。当館所蔵図書の中からそれらの一部は抽出してあるが、時間的制約などで今回は見送らざるを得なかった。

この「目録一覽」刊行以後の増加は、史料目録が約三五〇タイトル、郷土資料目録が約八〇タイトル、行政資料目録が約二〇タイトルで、総計約一、五〇〇タイトル（約三、〇〇〇冊）所蔵するに至った。これら増加分と、右に述べた地方史誌類、報告書類、逐次刊行物等に収録されている目録を含めて、いづれ増補、または統編としてまとめねばならないと考えている。

(三)

史料目録を収集・整理する目的は、各地に散在する史料の所在を把握することに他ならない。そして、その目録に収録されている史料所蔵者一件ごとのデータカードを作成するならば、各自が希望する史料の所在を検出することが可能となるであろう。このデータカードに採録する範囲は、近世史料の所在とその目録に類するものであれば、体裁の如何に拘らず採録するのは当然である。しかし、実際にそれらの目録を探し出す

- にはいくつかの方法を併用しなければならぬ。つまり書名によって目録であることが明瞭な場合は問題ないが、それが単行本でなくシリーズ本や逐次刊行物に収録されている例の多いことは前述した(現在、約七六〇件を確認している)。さらに、図書館の蔵書目録(特に郷土資料編)には多くの史料が収録されているが、目録中での史料の取扱いは一定ではない。所謂郷土関係の図書と混在させてある型の目録の場合、全頁にわたって内容調査しなければならない。このようにあらゆる文献から抽出した近世史料の所在に関する情報を次のような項目をもつデータカード(B5判)に記入する。
- ① 所在地 史料所蔵者(機関・団体)の現住所
 - ② 所蔵者 史料の現所蔵者を記入する。史料保存機関の場合、その収蔵史料が所蔵か受託であるかに拘らず一史料群ごとにカード化する。
 - ③ 現職業
 - ④ 旧地名 出典に明記されている場合は問題ないが、明記されていない場合は、史料一点ごとの表題、差出者、受取者の項の村名などを手掛りに推定する。
 - ⑤ 旧支配 出典に明記されていない場合は、調査に労力を要する割に正確を期し難いので大半は空白にしてある。特に関東領域の特色である相給知行型態が多い場合や、領主の変遷が目まぐるしい場合、領主の確定や当該史料の年代との照合等を行なわなければならない。

- ⑥ 旧身分・旧職業
- ⑦ 年代 史料の上限下限を明記する。
- ⑧ 数量 点数・件数を記入する。
- ⑨ 内容 史料の内容説明が明示されている場合はそのまま採用し、解題のように長文のものは抄録とする。また、一史料群の量が五件以内の場合は、一点ごとの表題・年代等を記入し、出典の目録を確認しなくても内容を把握できるようにする。
- ⑩ 所蔵関係 旧蔵・収蔵・蒐集・購入・受託・寄託等を記入する。
- ⑪ 保存状況
- ⑫ 利用状況 当該史料が利用されている文献名を記入する。
- ⑬ 出典 当該史料が収録されている目録の書名・巻次を記入する。逐次刊行物を出典としている場合は、そのタイトル名と巻次を記入し、副タイトル(例えば、某家文書目録)は⑨の内容の項の最初に記す。

- ⑭ 分類記号 出典の当館における分類記号を記す。
- ⑮ 調査年月日 出典に明記されている場合はそのまま記入し、明記されていない場合は出典の発行年を記入する。
- ⑯ 調査者住所氏名 ⑬の出典書名で調査者が明らかなる場合(例えば地方誌編纂関係や史料保存機関等で発行した目録)は省略する。出典の発行者と調査者が異なる場合は記入し、また出典の書名(一般的な「史料目録」であるとか逐次刊行物のタイトル名等)からでは調査者が不明な場合は記入する。以上述べたデータカードは現所蔵者(機関)を基準に作成しているもので、所蔵関係の移動があった場合には史料の所在検索には応じられない。それは特に当館のような史料保存機関の場合、所蔵(受託も含)している史料約三五〇件について個々の史料群のデータカードは当館の住所と館名で作成してあるから、旧地名によって史料を検索できないこととなる。これをカバーするために副出カードを作成して個々の史料群の旧蔵地へ地域副出を行なう。受託史料の場合には、史料の旧蔵地と寄託者の現住所、さらに史料の現蔵地として受

託者住所と三ヶ所に副出する必要がある。つまり、データカードは現蔵地で採る。地と旧蔵地との二枚ないし三枚のカードを作成し、それぞれに所蔵関係の移動等を明記することによって史料の所在をどの面からでも検索できるようにする訳である。特に大名文書、例えば当館受託史料の板倉家文書の場合、同家は寛永元年三河深溝―寛永一六年三河中島―寛文一二年下野烏山―天和元年武蔵岩槻―天和二年信濃坂城―元禄一五年陸奥福島―明治元年三河重原と変移している。量的に大半は重原藩関係の史料であるが、少量ながらも各地域に関する史料が散見されるので、副出カードは現行地名の愛知県額田郡幸田町―同県岡崎市―栃木県那須郡烏山町―埼玉県岩槻市―長野県埴科郡坂城町―福島県福島市―愛知県刈谷市で作成し、各カードの内容項目には当該藩関係史料で、現所蔵がどこであるかを明記する。これら副出カードは、副とカードの上部へ印してデータカードと判別可能にし、今後所蔵関係等の移動があった場合、修正しなければならないのでデータカードの方にも「**田**」の印とともに副出先の地域名を明示して双方のカー

ドの変更に対応できるようにしてある。しかし、副出カード作成で、旧地名だけを手掛りに現地名に修正する作業は、最近の地名の改変にもよりなかなか容易なことではない。

さて、カードの配列であるが、これは作成した情報を活用できるかを定める重大な要素である。いろいろな配列案が考えられたが、当館では現行行政区画を基準に、具体的には「全国市町村要覧」(自治省行政局振興課編 第一法規発行)に準拠して北から配列することにした。

各市町村ごとの配列は、大字名の五十音順配列とする。一件の史料を数次に亘り調査され(調査者が異なる場合や、同一調査者が追加調査をしている場合)、それぞれ目録が作成されている場合、目録一冊ごとにカード作成しているのと同一家が四・五枚のカードになることもある。これらのカードを一枚にまとめる方が検索に便利であるが、その際にも調査者や調査回数、及び出典は残さねばならない。また、カードは現行行政区画に準じて配列しているため、変更があることにカード(副出共)とその配列の修正を行わなければならない。

以上のような方法で史料所蔵者一

件ごとのデータカードと、さらにその史料が関連する地域への副出カードを作成することにより、全国に及ぶ近世史料の所在情報の把握が可能となり体系的に整理できると考えている。そのために、基礎となる史料

目録類の収集・整備に向けて、関係諸機関との情報交換を行ない、それを定着させることが必要となろう。そして、この作業は恒久的に続けていかなければならないと同時に、基礎的データの作成はできるだけ短期間に完成させる必要がある。さらに重要なことは、この作業が恒久的であるが故に、既調査分の追跡調査がせひとも必要になってくる。

以上の作業が一定段階に達した時点で、例えば「近世史料所蔵者別全国一覽」などとして刊行し、同時にデータカード(副出共)の閲覧公開体制の早期確立を図らなければならぬ。

今後蓄積される多量で多様な史料所在情報の迅速な検索が要求されることを考慮するなら、コンピュータ利用による情報検索システムの整備に取組む必要がある。

終りに、今後共関係諸機関、及び関係各位に対し一層のご理解とご協力をお願いする次第である。

受贈図書

昭和五十六年度(二)

旧荏原郡太子堂村名主森家文書目録(東京郡世田谷区教育委員会)

京都世田谷区教育委員会)

新収図書目録 一九七九年度版(共立女子大学図書館)

昭島市に関する新聞記事索引 一九七九

(昭島市民図書館)

昭島市地域郷土資料目録 第1~15集

(同右)

平塚市資料所在目録 土沢・旭地区 第4集

神奈川県関係新聞記事索引 第18集(神奈川県立文化資料館)

神奈川県立図書館蔵書目録 和書の部

第10

小田原市立図書館目録シリーズ 7

新潟県行政資料目録 昭和53~55年版

(新潟県立新潟図書館)

富山県立図書館所蔵古絵図解説目録

金沢大学図書目録 第18巻

大野市史料所在目録 第3輯

山梨県立図書館増加図書目録 第一巻

(三重県) 伊賀町史 資料目録

滋賀大学経済学部附属史料館所蔵史料目録 第二十五・二十六集

大阪市立中央図書館蔵書目録 第十四巻

大阪府立大学増加図書目録 第40集

県政資料総目録(追録(昭和55年))(兵庫県企画部統計課)

川西市史編集資料目録集 2(改訂版)

郷土関係資料目録 第10集(明石工業高等専門学校)

甲南大学所蔵社史・経済団体史目録

帝塚山大学所蔵逐次刊行物目録 第2版

鳥取県立鳥取図書館郷土資料目録

蔵書目録 第11巻(鳥取大学附属図書館)

旧関谷学校歴史資料目録(岡山県教育委員会)

広島市行政資料目録 図書編・資料編

(広島市職員研修所行政資料室)

郷土資料館所蔵史料目録(宇部市立図書館付設郷土資料館)

山口県古文書等所在確認調査報告書(山口県教育委員会)

四国学院大学蔵書目録 第3巻

香川大学増加図書目録 昭和54年度版

宇和島市立図書館蔵書目録 第1・2巻

九州石炭産業史資料目録 第七集(西日本文化協会)

福岡県古文書等緊急調査報告書(柳川市山門郡)(福岡県文化会館)

大阪府立大学附属図書館30周年記念誌

内閣文庫所蔵絵入り本展示目録

- 日本の玩具〔市立函館博物館〕
- 類縁機関案内 一九八一年版〔相模女子大学付属図書館〕
- 近世農村文書の読み方・調べ方〔雄山閣〕
- 守屋舎人日帳 第三卷〔文献出版〕
- 前近代対外関係史の総合的研究〔田中健夫〕
- 国際法上の船籍論〔神戸大学経済経営研究所〕
- 新収日本地震史料 第一卷〔東京大学地震研究所〕
- 石炭研究資料叢書 第二輯〔九州大学石炭研究資料センター〕
- 八戸市史 史料編 近世9
- 青森県立郷土館調査報告 第9、11集
- 〔青森県〕浪岡町史資料編 第十一集
- 解説中世留守家文書〔水沢市教育委員会〕
- 仙台市博物館調査報告 第1号
- 仙台市文化財パンフレット 第五集〔仙台市教育委員会〕
- 仙台市文化財調査報告書 第25、28集
- 〔同右〕
- 作文郷土誌 自分史としての〔森吉町生涯教育推進本部〕
- 昭和55年度秋田城跡発掘調査概報〔秋田市教育委員会〕
- 後城遺跡発掘調査報告書〔同右〕
- 秋田県教育史 第一卷〔秋田県教育委員会〕
- 山形市史 現代編
- 〔山形県〕大石田町史 史料編四、十
- 米沢市史編集資料 第四、六号
- 弘化三歳閏五月免許町民図帳 解説と解説
- 〔米沢市教育委員会〕
- 弘化三歳閏五月民図帳〔同右〕
- 郷土須賀川〔須賀川市教育委員会〕
- 日向遺跡〔筑波町教育委員会〕
- 史料調査報告 第七、十一集〔足利藩研究會〕
- 〔群馬県〕笠懸村誌基礎資料 第四、五号
- 群馬県警察史 第二卷〔群馬県警察史編さん委員会〕
- 新編埼玉県史 別編5
- 与野市史 近代史料編
- 所沢市史 中世史料
- 東松山市史編さん調査報告 第22集
- 〔埼玉県〕寄居町史編さん調査報告 第六、七集
- 〔埼玉県〕大井町文化財報告 第11集
- 〔大井町教育委員会〕
- 〔同右〕大井町史料 第六、九集
- 成田市史 近世史料集三
- 汝谷区史料集 第二
- 郷土資料館資料シリーズ 第20号〔八王子市郷土資料館〕
- 東京都古文書〔村明細帳〕調査報告 目錄編〔東京都教育庁社会教育部文化課〕
- 国分寺市史料集 〔I〕
- 狛江市史料集 第十、十三
- 江戸川区郷土資料集 第十一集〔江戸川区郷土資料室〕
- 〔東京都〕羽村町史料集 第七集
- 写された港区 一〔東京都港区立みなと図書館〕
- 八丈島末吉地区文化財調査報告〔東京都教育庁社会教育部文化課〕
- 渋谷区の文化財案内〔渋谷区教育委員会〕
- 平塚市民俗調査報告書 1
- 近世平塚を学ぶ人のために〔同右〕
- 近世関川郷史料 二〔関川村教育委員会〕
- 〔新潟県〕津南町史編集資料 第1集
- 新潟県史 資料編2・6・7・9
- 石川県史年表 昭和篇四
- 大野市史 第3巻
- 長野県史 考古資料編
- 図書館郷土資料叢書 112〔沼津市立駿河図書館〕
- 沼津資料集成 8〔同右〕
- 飯屋坂遺跡〔第3次〕発掘調査概報〔浜松市博物館〕
- 松市博物館
- 名古屋叢書 三編 第十二卷〔名古屋市教育委員会〕
- 資料叢書 第一輯〔皇学館大学史料編纂所〕
- 御栗山入会権訴訟文書 写真編・解説編
- 〔小林定信〕
- 愛知県議会史 第九巻
- 豊橋の史跡と文化財〔豊橋市教育委員会〕
- 大谷女子大学資料館報告書 第4、5冊
- 羽曳野市埋蔵文化財調査報告書 1〔羽曳野市教育委員会〕
- 和歌山県史 古代史料一
- 福岡大学研究所資料叢書 第3冊
- 大悲王院文書〔福岡市教育委員会〕
- 直方市文化財調査報告書 第3集〔直方市教育委員会〕
- 〔大分県〕九重町文化財調査報告 第七輯
- 宮崎県文化財調査報告書 第23集〔宮崎県教育委員会〕
- 宮崎学園都市埋蔵文化財発掘調査概報 I〔同右〕
- 薩摩半島東部区有形民俗資料調査報告書
- 〔鹿児島県明治百年記念館建設調査室〕
- 翁長親方八重山嶋規模帳〔沖縄県教育委員会〕
- 日本外交文書 大正十三年第二冊・満州事変別巻〔外務省〕
- 特別展 蝶の世界〔青森県立郷土館〕
- 里浜貝塚展案内〔東北歴史資料館〕
- 多賀城展〔同右〕
- ひとと道具〔府中市立郷土館〕
- 埼玉の指定文化財展〔埼玉県立博物館〕
- 特別展図録 們田遺跡郡の調査〔八王子市郷土資料館〕
- 特別展図録 はにわに見る古代東国のみとり〔大田区立郷土博物館〕
- 特別展図録 原始漁法の民俗〔沼津市歴史民俗資料館〕

埼玉県立博物館 80 巡回展

埼玉県立博物館 昭和54年 巡回展

酒井抱一と江戸琳派 (サントリ美術館)

南画と写生画 (同右)

日本の仏教を築いた人々 (奈良国立博物館)

蓬左文庫所蔵古地図複製 No. 1-7

天童市史編集資料 第23号

山形市史資料 第60号

白石市史 3の(1)

東北歴史資料館資料集 3・4

仙台市文化財調査報告書 第29-33集

(仙台市教育委員会)

鹿角市史資料編 第一-四集

能代市史資料 第12号

上市市史編集資料 32

(山形県) 西川町史編集資料 第八号四

南陽市史編集資料 第2-5号

(福島県) 田島町史 第5巻

二本松市史 3

会津藩家世史紀 第7巻 (吉川弘文館)

(福島県) 矢祭町史研究 (1)-(3)

古河市史 資料 中世編

栃木県史 通史編一・四

太田市史 史料編 近世1・2

岩槻市史 植物編 近世史料編III 藩政

史料上・下

岩槻市史 第十一巻

坂戸市史 中世史料編II

八潮市史 史料編 近代I

東松山市史 資料編 第一巻

(埼玉県) 大滝村誌 資料編七

民俗調査報告 第四集 (埼玉県人間東部)

地区教育委員会連絡協議会)

鳩ヶ谷市の文化財 第六集 (鳩ヶ谷市教

育委員会)

鳩ヶ谷市の古文書 第六集 (同右)

浦和市史調査報告書 第七-十二集

飯能市史 資料編I-IV

第15回 郷土史講座講義録 (船橋市郷土

資料館)

船橋市郷土資料図録 3 (同右)

佐倉市史 第一集

(千葉県) 印旛村史 近世編史料集II・

III

墨田区史 下

世田谷区民俗調査第2次報告 (世田谷区

教育委員会)

文化財の保護 第13号 (東京都文化課)

青梅市史 史料集 第二十七号

中野の文化財 No. 5 (中野区教育委員会)

歴史ドキュメンタリー代官・記録映画シ

ナリオ (世田谷区教育委員会)

世田谷区遺跡調査報告 2 (同右)

青梅市の自然 I (青梅市郷土博物館)

大田区の文化財 第十七集 (大田区教育

委員会)

田園調布古墳群 (同右)

旭区郷土史 (旭区郷土史刊行委員会)

秦野市史史料叢書 2

見附市史 上巻(一)・(二) (見附市史編集委

員会)

柏崎市史資料集 近世篇4・5

白根市史 第4・5・7集

(石川県) 能都町史 第二巻

中居金屋の浜鍍物跡調査 (穴水町教育委

員会)

敦賀市議会史 第一巻

(岐阜県) 根尾村史

静岡市史 中世近世史料二

(静岡県) 細江町史 資料編二

(静岡県) 大須賀町誌

沼津資料集成 I (沼津市立駿河図書館)

伊場遺跡第8-13次発掘調査概報 (浜松

市博物館)

経ヶ峰1号墳 (岡崎市教育委員会)

新修大津市史 第四巻

近江八幡歴史シリーズ 近江商人と別家

について

京都府農地改革史 (京都府農業会議)

大阪府史 第四巻

河内長野市史 第八巻

羽曳野市史 第四巻

統東区史 第二巻

枚方市史資料 第五集

朝日新聞記事集成 第八集 (同右)

藤井寺市文化財 第2号 (藤井寺市史編

さん室)

龍野市史 第二巻

(和歌山県) 吉備町誌 上・下巻

鳥取県史 4

(鳥取県) 大山町誌

岡山県史 第二十五・二十七巻

総社市史編集史料 第二次報告書

西大寺市史

広島県史 近世資料編 I-VI

広島新史 資料編I

(広島県) 大朝町史 上巻

(山口県) 増補改訂 和木町誌稿全

資料館史料集 一 (宇部市立図書館附設

資料館)

岩国藩御用所日記抄 (一) (岩国徴古館)

(高知県) 本川村史

近世福岡博多史料 第一集 (西日本文化

協会)

宮崎県史料 第七巻 (宮崎県立図書館)

明治大学刑事博物館資料 第五集

浅草寺日記 第五巻 (金龍山浅草寺)

日光叢書 社家御番所日記二十一 (日光

東照宮社務所)

後藤捷一八十八年の歴史 (吉川捷子)

学習院大学史料館叢書 第一・二巻

国立国語研究所資料集 10-5

統計資料シリーズ No. 17-20 (一橋大学

日本経済統計文献センター)

海の総合雑誌ラメール 第29号 (日本海

事広報協会)

食生活 日本人とクシラ①・② (国民栄

養協会)

経済研究 第三集 (大東文化大学大学院

経済学研究科

日本の祭り 獸神群像(サンケイ新聞社)

会津藩家世実紀 第二〜五巻(歴史春秋社)

会津田子倉の歴史 上巻(渡部政吉)

小山市史 史料編 原始・古代 近現代

千葉県山武郡九十九里町誌資料集 第十

品川区年表(品川区教育委員会)

豊島区史 通史編一

武蔵府中叢書 13(府中市)

田無のむかし話 その5(田無市立中央図書館)

茅ヶ崎市史 4

佐渡・相川の織物(相川町教育委員会)

岐阜市史 通史編 近世 近代

東大阪市史資料 第三集(六)

かわにし 川西市史 第8巻

瀬戸内の海軍史資料調査報告 第三集

[瀬戸内海歴史民俗資料館]

平良市史 第二・三巻

久留米市文化財調査報告書 第28集本文

編 図版編(久留米市教育委員会)

仏教文化論集 3(大本山川崎大師平間寺)

たのしめる歌(積善会)

図録山漁村生活史事典(柏書房)

特別陳列 丹後の守護・守護代(京都府立丹後郷土資料館)

特別展 編む(埼玉県立博物館)

特別展 いたび(同右)

歴史への招待 15(日本放送出版協会)

磐田市誌シリーズ 第六冊

日本の古文書(附録共)(弘文荘)

天保五年秋田藩北浦一揆の諸要求をめぐって(高橋秀夫)

図録 ふるさとの歴史と自然を訪ねて

[君津市立久留里城址資料館]

島田市立図書館叢書 第五集

十年のあゆみ(石川県立郷土資料館)

弓具と維新志士の書画(大阪城天守閣)

わらの民具(石川県立郷土資料館)

日光三輪王寺 舞楽装束(サントリー美術館)

アイヌ人物誌(農山漁村文化協会)

要点がよくわかる日本の歴史 下(学習研究社)

本荘市史編纂資料 第十三集

(秋田県) 雄物川町郷土史

山形市史資料 第61号

天童市史 上巻

群馬県教育史 別巻(群馬県教育委員会)

茨城県教育財団文化財調査報告 VI〜VII

千葉県史料 近世編 堀田正睦外交文書

関流後藤磯右衛門の算額(成田山靈光館)

千葉県大網白里町文化財分布地図(大網白里町教育委員会)

豊島区史 資料編四

大田区史(資料編) 寺社I

明治六・七年 公用書留稿本(田無市立中央図書館)

青梅市史史料集 第二十六・二十七号

糸魚川市史 5

新発田市史 下巻

見附市史 史料I

御殿場市史 8

続東区史追録

泉佐野市史 復刻版(飯野伴吉)

巨大地震に挑戦する(講談社)

備前児島野崎家の研究(ナイカイ塩業株式会社)

編年百姓一揆史料集成 第八巻(三一書房)

雇用と職業 36(雇用職業総合研究所)

いわき市史 第十一巻

(福島県) 塙町史資料集 第一・二集

(長崎県) 有家町郷土誌

(山口県) 宮野八百年史

岩国藩御用所日記抄(岩国徴古館)

(島根県) 六日市町史 第一巻

和歌山県史 近世史料三

(奈良県) 河合町史(史料集共)

豊岡市史 上巻

大阪市史史料 第四輯

地図にみる京都の歴史(京都の歴史編さん会議)

(三重県) 嬉野町史

(以下次号)

報

○第二八回近世史料取扱講習会

今年度の近世史料取扱講習会は、一月一八日〜同二二日の五日間、当館で開催される予定であり、すでに受講者六〇名が決定している。講習内容と講師は、以下の通りである。

- (1) 古代中世史料概論 神奈川大学短期大学部教授 網野善彦
- (2) 近世史料概論I 福島大学教育学部教授 小林清治
- (3) 近世史料概論II 神戸大学法学部教授 大竹秀男
- (4) 近代史料概論 名城大学商学部教授 山崎隆三
- (5) 史料の保存科学 国立文化財研究所名誉研究員 岩崎友吉
- (6) 近世の民俗資料 筑波大学歴史・人類学系教授 宮田 登
- (7) 史料の補修 宮内庁書陵部専門官 古関 豊
- (8) 史料読解 当館職員
- (9) 史料の整理・管理 同 前
- (10) 史料の所在調査法 同 前

○評議員会

本年度評議員総会が七月一六日に当館において開催され、本年度事業・来年度概要要求等について評議された。なお、任期満了に伴う評議員の改選が行なわれ史料部会関係は次の各氏となった(敬称略・五〇音順。任期〓昭和五七・七・一―五九・六・三〇)

阿部秋生(実践女子大学教授)、石井良助(創価大学教授)、井上光貞(国立歴史民俗博物館長)、児玉幸多(学習院大学名誉教授)、小葉田淳(京都大学名誉教授)、林大(国立国語研究所名誉所員)、古島敏雄(専修大学教授)、宝月圭吾(東京大学名誉教授)、松尾聡(学習院大学名誉教授)、松田智雄(図書館情報大学長)、山本達郎(東京大学名誉教授)

○運営協議会の発足

本年八月一日より運営協議会が発足し、史料館関係では次の各氏が委員に任命された(敬称略)。小林清治(福島大学教授)、秀村達三(九州大学教授)、尾藤正英(東京大学教授)、大野瑞男(当館第一史料室長)、安沢秀一(第二史料室長)、藤村潤一郎(第三史料室長)。任期は昭和五七年八月一日より同五九年七月三十一日までである。

○研究会

第五八回(昭57・4・20)
史料翻刻の計画について

第五九回(昭57・5・11)

「依田長安一代記」の翻刻について

藤村潤一郎

第六〇回(昭57・6・10)

翻刻史料の選定について

第六一回(昭57・6・24)

日本実業史博物館旧蔵史料の整理について

深川美枝子

第六二回(昭57・7・20)

近世古文書学の課題

大野 瑞男

○定期刊行物の発行予定

1「史料館所蔵史料目録」第三七集(越後国頸城郡若手村佐藤家文書・同第三八集(信濃国松代真田家文書その二)を来年三月刊行予定。

2「史料館叢書」五として「徳島藩職制取調書抜」上を来年三月に東大出版会より刊行予定。

3「史料館研究紀要」第一四号(本年九月刊行予定)。収載論文は次の通り。
大名留守居組合における互通文書の諸類型

笠谷和比古

冊子型史料の形態表示について

原島 陽一

近世史料所在情報体系化試論

山田 哲好

関東農村の荒廃と尊徳仕法―谷田部落

仕法を事例に―

大藤 修

岡田良一郎言論関係文書の紹介

大藤 修

翻刻・寛政期森伝右衛門尹祥編「書札礼」(一)

藤村潤一郎

故榎本宗次氏の人と業績

藤村潤一郎

4「史料館報」第三七号(本号)、同第三八号(来年三月刊行予定)

○人事異動

◇昭和五七年三月一日

死去(正四位勲三等瑞宝章)

(史料館長) 榎本 宗次

◇昭和五七年三月一日付

史料館長兼情報閲覧室長事務取扱併任

(国文学研究資料館長) 市古 貞次

◇昭和五七年四月一日付

退職

市古 貞次

◇昭和五七年四月一日付

国文学資料館長兼史料館長事務取扱

新任 小山 弘志

◇昭和五七年四月一日付

情報閲覧室長併任

(第一史料室長) 大野 瑞男

○臨時休館のお知らせ

来る一〇月二九日(金)は、国文学研究資料館創設一〇周年記念式典のため

休館いたします。

目録類の公開

当館ではかねてより史料の所在情報として史料目録の収集に努め、昭和五五年三月に「史料館所蔵目録一覽」(近世史料・郷土資料の部)を刊行しました。幸いに大好評を得、目録閲覧の希望も強いので、補修製本等の作業を進めてきましたが、このほど不十分ながら準備も整いましたので、来る一〇月から右の目録類(追加分を含む)を閲覧公開することにしました。閲覧の場所・時間・条件などは所蔵史料と同一に扱います。不備な点も多いと思いますが、詳細は情報閲覧室(内線五一―)へお問合せ下さい。

史料館報 第三七号

昭和五七年(一九八二)九月三〇日発行
編集・発行
東京都品川区豊町一ノ一六ノ一〇
国文学研究資料館内

国 立 史 料 館
電話(七八五)七二二一(代)
印刷所

東京都文京区小石川一ノ二ノ七
勝美印刷株式会社
電話(八一三)五二〇一(代)